

<私立幼稚園（新制度未移行園）を利用される方へ>

幼児教育の無償化について

無償化の対象となるには、

「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。

必要事項を記入の上、在籍の幼稚園へご提出ください。

認定日を遡ることはできません。入園日・転入日・認定変更希望日を迎える前に必ず申請してください。

◆施設等利用給付認定とは？

無償化の対象となるために必要な認定です。認定の種類で無償化の対象範囲が変わります。

認定の種類	対象	無償化の範囲
新1号認定	満3歳～5歳児クラスの子 (※3歳の誕生日の前日～卒園までの子)	通常保育料のみ 月額28,000円まで無償 ※預かり保育は無償化の対象外
新2号認定	保育の必要がある3歳～5歳児クラスの子 (※満3歳になった次の4月1日～卒園までの子)	通常教育の保育料 月額28,000円まで無償 預かり保育料 日額490円×利用日数 (月額上限12,300円)まで無償
新3号認定	保育の必要がある住民税非課税世帯の 満3歳の子 (※3歳の誕生日の前日～その年度末までの子)	通常教育の保育料 月額28,000円まで無償 預かり保育料 日額490円×利用日数 (月額上限17,700円)まで無償

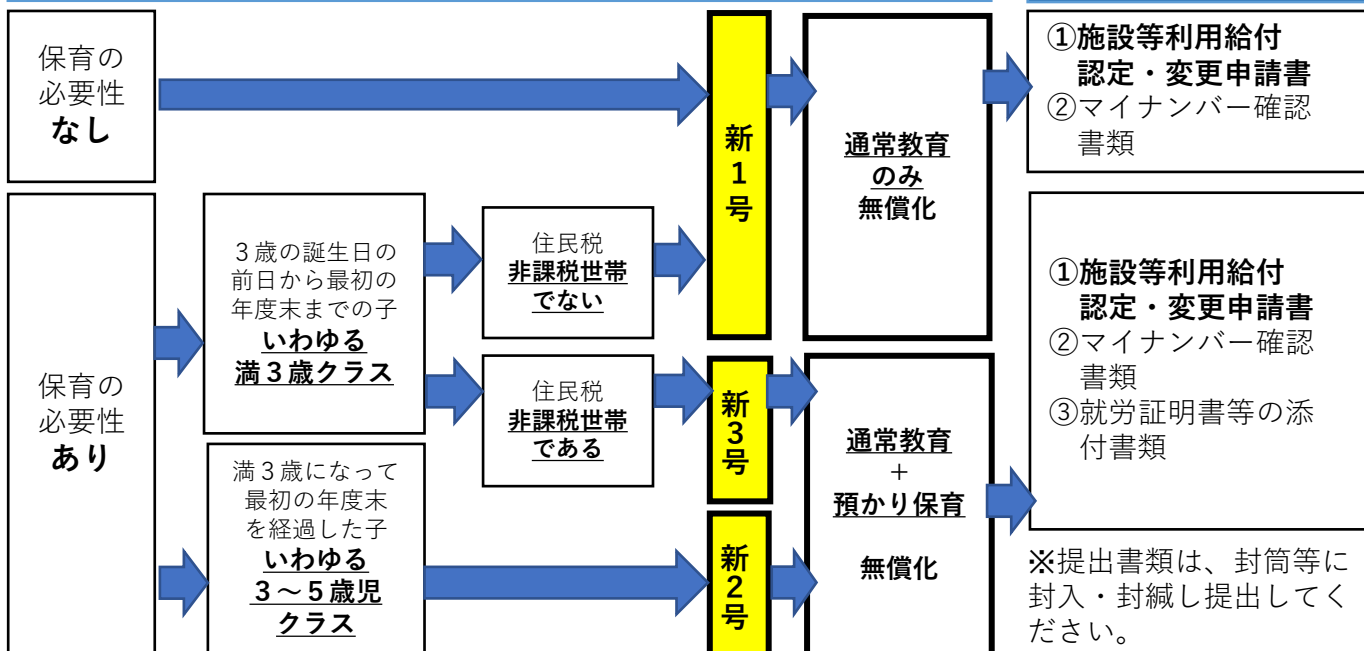
※給食費、教材費、行事費、通園送迎費等は無償化の対象外です。

保育の必要性の認定をすでに受けているが理由が変わる、保育の必要性がなくなる等、年度途中に変更申請が必要となる方は、事前に施設または子育て支援課へお申し出ください。



無償化の対象範囲・使用する申請書フローチャート

提出書類



※マイナンバー確認書類

- ①番号確認書類 マイナンバーカードの写し又はマイナンバー通知カード
- ②身元確認書類 顔写真付き身分証明書（運転免許証など）又は身元確認できる書類2つ（健康保険証、国民年金手帳など）

※マイナンバーカードの写しを添付する場合は、身元確認書類の提出は不要です。

新2号・新3号認定に必要な書類 – 保育の必要性の確認 –

「**保育の必要性**」の認定は「**保護者のいずれも**」が、以下の「**保育を必要とする事由**」に該当する場合に認定されます。

事由区分	内容	必要な添付書類
就労	月64時間以上労働することを常態としている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	就労証明書（指定用紙） ※自営業の場合、確定申告の写し（新規開業の場合は、開業届の写し）を添付
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間がない ※出産予定日の前2か月の属する月から出産日の後2か月の属する月の末日まで	下記のうちいずれか ・母子健康手帳（表紙と分娩予定日の箇所）の写し ・出産（予定）証明書
疾病・障がい	疾病・負傷又は心身に障がいがある場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	<疾病> 診断書（指定用紙） <障がい> 氏名、等級、有効期限が記載された障害者手帳のページの写し
介護・看護	同居親族（長期間入院等をしている親族を含む）の常時介護・看護をしている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	下記のうちいずれか ・診断書（指定用紙） ・氏名、等級、有効期限が記載された障害者手帳のページの写し ・介護保険被保険者証及びケアプランの写し
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあっている ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	り災証明書
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	児童相談所等の意見書、公的機関の証明等
求職活動（年度内1回限り）	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている ※認定の有効期間は最長3か月	誓約書兼求職活動申立書（指定用紙）
就学	就学（職業訓練を含む） ※卒業・修了予定日の属する月の末日まで	在学証明書、履修表等（時間割表）
育児休業（継続児のみ）	育児休業を取得する場合で、その児童が引き続き保育の必要性が認められる場合 ※育児休業の対象となる児童（申請児童を除く）が満2歳に達する年度の年度末まで	（育児休業取得期間が記載された）就労証明書（指定用紙）

預かり保育料について（新2号・新3号認定対象）

①申請及び給付方法

3か月分の利用料をまとめて申請します。
幼稚園から配布される、「施設等利用費請求書（償還払い用）」に必要事項を記入の上、「施設に支払った金額」、「月ごとの利用金額」、「利用日数がわかるもの」（幼稚園等から発行される預かり保育料の領収証と提供証明書）を添付して、申請月に在籍する幼稚園にご提出ください。
申請月の翌月が支給月になります。
実際の利用料と上限額を比較して低額なものを支給します。

※対象になるのは新2号又は新3号の認定期間のみです。そのため、該当することがわかったときは速やかにご申請ください。認定期間外の預かり保育利用料は対象外となります。

副食費補足給付補助金について

①対象者：市町村民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども及び第3子以降の子ども

世帯収入	第1子	第2子	第3子以上
市町村民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども	対象		
市町村民税所得割額77,101円以上の世帯の子ども	対象外		対象

※第3子のカウント方法は、小学校3年生以下の範囲で、最年長の児童から順に数えて第3子以降となる児童が対象です。

◆給付の対象となるのは、副食費（おかず代やおやつ代等）のみです。
預かり保育時に提供されるおやつ等は給付の対象外です。

◆給付月額上限額**5,100円**までの範囲で、保護者が実際に園に支払った副食費代が給付されます。ただし、副食費代の算出が難しい場合（外部搬入等）、**1日あたり255円を副食費相当額とします。**

②申請及び給付方法

約半年分の利用料をまとめて申請します。幼稚園から配布される、「向日市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付申請書」に必要事項を記入の上、幼稚園から発行される「給食費の提供及び副食費の領収書」を添付して、封筒に園児名等を記載して封緘し、申請月に在籍する幼稚園にご提出ください。
申請月の翌月が支給月になります。**1食当たりの副食費相当額（算出できない場合は255円）と月額上限5,100円を比較して低額なものを支給します。**

利用期間	所得算定年度	交付申請書提出期限	支払時期
4月～8月分	前年度の市町村民税所得割額	10月中旬	11月末振込
9月～3月分	今年度の市町村民税所得割額	4月末※	5月末振込

※卒園された方は直接市の窓口にご申請ください。

私立幼稚園入園補助金について

①対象者：市町村民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども

入園月	所得算定年度
4月～8月	前年度の市町村民税所得割額
9月～3月	今年度の市町村民税所得割額

※無償化の認定を受け、入園料が発生した初めの年度が対象

②補助額：無償化により補助できない入園料相当分

入園料－（（月額上限額（無償化分）－月額保育料）×在園月数）

※月額保育料が28,000円以上の場合は、月額保育料は28,000円で計算します。（令和8年10月以降）

③申請及び給付方法

年度末に幼稚園から配布される、「**向日市私立幼稚園入園補助金交付申請書**」に必要事項を記入の上、幼稚園が発行する入園料領収証等の写しを添付して、申請月に在籍する幼稚園にご提出ください。
支払いは、5月末頃を予定しております。

【問い合わせ先】向日市市民サービス部子育て支援課（東向日別館4階）
〒617-8772 向日市寺戸町小佃5番地の1
TEL 075-874-2659